災害対策の基本的な事項

■災害時の機能確保

①電力

→・受変電設備（※）や非常用発電機等を適切に設置することにより、災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持できる計画とする。

・受変電設備は棟毎に高圧電力による本線・予備電源の2回線受電を計画とする。

・非常用発電機は、液体燃料備蓄等により7日以上稼働できる計画とする。

・太陽光発電やコジェネ発電を設置し、日常利用時の環境性能と災害時の防災性能を両立できる計画とする。（場所は検討中）

・上記の発電機により最大電力の約50％程度の機能が維持できる計画とする。

②給水・排水

→・震災時に給水本管から上水を受水できない場合、受水槽の水を活用するため、感震器により作動する遮断弁を設置とする。

また、井水は区民への給水に活用する他、トイレ洗浄水に利用できるよう計画する。

・震災時に下水道本管に放流できない場合、トイレなどの排水をピット内の汚水槽に放流できるよう切替装置を計画する。

・世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例に基づき、マンホールトイレを設ける。（場所は検討中）

③ガス

→・震災時に破断の可能性が少ない中圧ガスを引き込むことで、マイクロコジェネによって電気熱源の一部として利用でき、また空調可能範囲を非常用発電機のみの場合より拡張できる可能性がある。

・震災時に冷暖房を必要とする室は、発電機からの電源供給、若しくはガス熱源機器により運転可能とする。

※受変電設備：発電所から送電された高電圧の電力を一旦施設内で降圧して受電し、施設で利用できるように低圧に変圧する設備

豪雨対策の考え方について

資料７

■計画のポイント

①計画地の想定浸水深さ（ハザードマップ）

→・ハザードマップによると浸水地域から外れていることがわかる。

洪水ハザードマップ（世田谷区発行）より抜粋

②豪雨による浸水対策（三重の対策）

1）建物への浸水を防ぐ手法

・免震可動部は地盤よりレベルを上げる、かつ側溝等を設置する。

・車路スロープの入口部は逆勾配をつける、かつ止水板を設置する。

2）浸水した場合でも室内に水を入れない

・浸水した場合は側溝や桝によって雨水貯留槽へ引き込み、溜まった雨水はポンプにて排水する。

3）浸水した場合でも機能継続させる

・万が一の地下階の電気室、機械室への浸水を想定し、床レベルを上げる。

・電気室、機械室の出入口には水密扉を設置し、浸水の水位が上がった場合に備える。

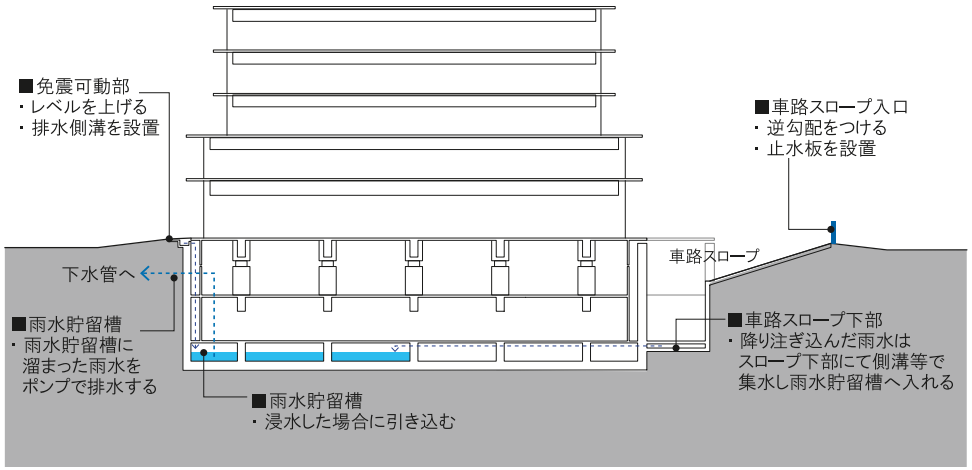

断面イメージ